

障害者・高齢者虐待防止のための指針

共和会在宅介護事業部

(菜の花・みらい・すみれの丘・南天・ほおの木・れんげ草・ゆずの里・すずらの里)

1 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は、人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。また、他の利用者や関係者にとっても安全な環境が脅かされる重大な行為です。虐待を防止する法的根拠として、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法・児童虐待防止法および障害者総合支援法・児童福祉法(権利擁護の観点)に基づき、すべての利用者が尊厳をもって生活できる環境を整えることを最重要の責務とします。当法人としては、対象の区別なく虐待が起きない安全な環境をつくることを目指し、加害者が職員であっても虐待を許さないという決意をもって対応します。

また、共和会理念である「優しい医療、楽しい職場」の実現に向けて虐待を未然に防ぐために職員全員が日頃から高い倫理観をもち、安全な環境を利用者へ提供すべく、取り組みます

2 虐待の定義

当法人では、関係法令に基づき以下の行為を虐待と定めます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護放棄・放置(ネグレクト)

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供(支援・保護・教育)を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

※障害児の場合は「養育の放棄・拒否」も含む。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止検討委員会の設置と役割

虐待等の発生の防止に取り組むため「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という)を設置します。

(1) 委員会の構成

各事業所管理者、サービス管理責任者、介護支援専門員、生活相談員、看護師、介護職員、相談支援専門員等、事業所より任命された職員とします。

(2) 委員会の開催

委員会は、年4回以上および必要に応じて随時開催します。

(3) 委員会の役割

- ① 虐待に関する基本理念・行動規範等の周知
- ② 虐待防止のための指針・マニュアル等の整備
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定
- ④ 「不適切なケア(グレーゾーン)」段階での早期対応
- ⑤ 虐待等発生時の対応、原因分析と再発防止策の検討

4 職員研修に関する基本方針と透明性の確保

職員の権利擁護意識と、専門性を高めるため、以下の研修を実施します。

(1) 定期研修

菜の花・みらい・れんげ草・ゆずの里・すずらの里 年1回以上
すみれの丘・南天・ほおの木 年2回以上

(2) 内容の充実

虐待防止法や認知症ケアの知識に加え、「アンガーマネジメント」や「職員自身のセルフケア」に関する研修を行います。

(3) 新任時研修

採用時に必ず実施します。

(4) 透明性の確保

ワークシェア、実習生やボランティアを積極的に受け入れ、事業所運営の透明性を図ります。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、担当職員1人の判断を避け、組織として迅速に対応します。

(1) 事実確認と報告

速やかに委員会を開催して事実確認を行い、加害者の自覚の有無を問わず客観的に権利侵害を確認した上で、市町村等へ速やかに報告します。

(2) 緊急対応

緊急性が高い場合は警察や市町村の協力を仰ぎ、利用者の安全と生命の保全を最優先します。

(3) 厳正な対処

虐待者が職員である場合は、厳正に対処します。

(4) 再発防止

個人の責任を追及するだけでなく、組織的な背景(人材不足、連携不足、教育不足等)を徹底的に分析し、再発防止策を講じます。

(5) メンタルケア

虐待の背景にあるストレスを認識し、関与した職員や高ストレス状態の職員に対し、組織的なメンタルケアを実施します。

6 相談・報告体制

(1) 利用者・家族・職員からの相談窓口を明示し、虐待防止担当者が対応します。

- (2) 通報者が不利益を被らないよう、細心の注意を払います。
- (3) 職員は虐待の早期発見に努め、疑いがある場合は速やかに報告します。

7 苦情解決方法

- (1) 苦情受付担当者は受理内容を管理者に報告し、個人情報に留意して対処します。
- (2) 対応結果は必ず相談者に報告します。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及び家族に対し、成年後見制度や権利擁護事業等の情報提供を行い、行政機関と連携して利用を支援します。

9 本指針の閲覧

本指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

10 その他

内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、サービスの質向上に努めます。

附則

本指針は、2024年4月1日より施行する。

本指針は、2026年6月1日より施行する。